十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年八月十六日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年八月十六日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十八年八月十八日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	五百三十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十五回）	一・七％	平成四十四年三月二十日	二十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十八回）	一・五％	平成四十四年六月二十日	九十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十九回）	一・六％	平成四十四年六月二十日	二百六十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十回）	一・七％	平成四十四年九月二十日	百九十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十一回）	一・七％	平成四十四年十二月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十二回）	一・八％	平成四十四年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十四回）	一・二％	平成四十七年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十五回）	一・〇％	平成四十七年十二月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）	二・三％	平成四十四年五月二十日	八十億円

利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	八十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	二百七十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	百十三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	八十一億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	八十一億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	百二十七億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	八十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	三百八十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	七十三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	九十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	四百五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十三回）	一・七％	平成五十六年六月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	十九億円
利付国庫債券（三十年）（第四十六回）	一・五％	平成五十七年三月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十八回）	一・四％	平成五十七年九月二十日	五億円